公開買付条件等の変更の公告

各　位

2026年11月11日

東京都千代田区丸の内一丁目９番２号
株式会社ITG-Gホールディングス
代表取締役　辺見　芳弘

株式会社ITG-Gホールディングス（以下「公開買付者」といいます。）は、かどや製油株式会社（以下「対象者」といいます。）の普通株式を対象とする金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）による公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）に関して、2026年11月11日付で公開買付届出書の訂正届出書を関東財務局長に提出し、公開買付者が2026年９月15日付で関東財務局長に提出した公開買付届出書（2026年９月25日付、同年10月８日付及び同月29日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。）の記載事項の一部を訂正するとともに、本公開買付けに係る買付条件等の変更を行います。

これに伴い、2026年９月15日付の公開買付開始公告（2026年10月８日付「公開買付開始公告の訂正の公告」及び同月29日付「公開買付条件等の変更の公告」により訂正された事項を含みます。）に係る訂正及び買付条件等の変更について、下記のとおり公告いたします。

記

１．公開買付者の名称及び所在地

名称　　株式会社ITG-Gホールディングス
所在地　　東京都千代田区丸の内一丁目９番２号

２．公開買付けの内容

(1) 対象者の名称

かどや製油株式会社

(2) 買付け等を行う株券等の種類

普通株式

(3) 買付け等の期間（変更後）

2026年９月15日（火曜日）から2026年11月26日（木曜日）まで（47営業日）

３．買付条件等の変更の内容

変更箇所には下線を付しております。

１．本公開買付けの目的

（変更前）

＜前略＞

（注１）　インテグラル株式会社が2026年２月10日付で公表した「グループ統括会社体制への移行に向けた会社分割、並びに定款の一部変更（商号及び事業目的の変更）に関するお知らせ」に記載のとおり、インテグラル株式会社は、2026年10月１日を効力発生日として、インテグラル株式会社を吸収分割会社とし、分割準備会社として設立したインテグラル分割準備株式会社を吸収分割承継会社とする吸収分割により、PE投資ファンドの運用事業に関して有する権利義務を、同年２月10日付吸収分割契約に定める範囲においてインテグラル分割準備株式会社に承継させることを予定しており、本吸収分割により、インテグラル株式会社が所有している公開買付者の発行済株式の全てがインテグラル分割準備株式会社に承継されます。なお、インテグラル株式会社は、2026年10月１日付で「インテグラル・グループ株式会社」へ商号変更することを予定しており、インテグラル分割準備株式会社は、同日付で「インテグラル株式会社」へ商号変更することを予定しております。

＜後略＞

（変更後）

＜前略＞

（注１）　インテグラル・グループ株式会社（2026年10月１日付で「インテグラル株式会社」から商号変更しております。）が2026年10月１日付で公表した「グループ統括会社体制への移行及び商号変更完了に関するお知らせ」に記載のとおり、インテグラル・グループ株式会社は、2026年10月１日を効力発生日として、インテグラル・グループ株式会社を吸収分割会社とし、分割準備会社として設立したインテグラル株式会社（2026年10月１日付で「インテグラル分割準備株式会社」から商号変更しております。）を吸収分割承継会社とする吸収分割により、PE投資ファンドの運用事業に関して有する権利義務を、同年２月10日付吸収分割契約に定める範囲においてインテグラル株式会社に承継させており、本吸収分割により、インテグラル・グループ株式会社が所有していた公開買付者の発行済株式の全てがインテグラル株式会社に承継されております。

＜後略＞

２．公開買付けの内容

(3) 買付け等の期間

①　届出当初の期間

（変更前）

2026年９月15日（火曜日）から2026年11月13日（金曜日）まで（39営業日）

（変更後）

2026年９月15日（火曜日）から2026年11月26日（木曜日）まで（47営業日）

(4) 買付け等の価格

（変更前）

普通株式１株につき、金2,514円

（変更後）

普通株式１株につき、金2,655円

(8) 決済の開始日

(変更前)

2026年11月20日（金曜日）

(変更後)

2026年12月３日（木曜日）

４．その他

(変更前)

公開買付者は、2026年９月10日、対象者より、2026年６月11日付でＡ社（注１）から対象者の非公開化に関する法的拘束力のない提案を受領した旨の伝達を受けております。公開買付者が伝達を受けた内容として、法第167条第５項第８号及び有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第62条の２第１号に定める事項の内容は以下のとおりです。なお、以下の内容は、あくまで公開買付者が伝達を受けた情報に基づき記載したものであり、公開買付者はその正確性及び真実性について独自に検証し得る立場にはなく、また実際にかかる検証を行っておりません。

公開買付けに係る公開買付者等の氏名又は名称	不明
住所又は所在地	不明
対象となる株券等の発行者の名称及び当該株券等の種類	かどや製油株式会社、普通株式
買付け等の期間	不明
買付け等の価格	不明
買付予定の株券等の数	不明
法第27条の13第４項各号に掲げる条件の内容	不明

（注１）　対象者が選定した、非公開化に係るパートナー候補者のうちの１社である事業会社を指します。

また、公開買付者は、(ⅰ)2026年９月10日、対象者より、2026年８月17日付でＣ社（注２）から対象者の非公開化に関する法的拘束力のない提案を受領した旨の伝達を、(ⅱ)2026年10月20日、小澤氏より、小澤氏がＣ社と同日に面談を実施し、対象者の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け（Ｃ社）」といいます。）及びその後のスクイーズアウト手続を通じた対象者株式の非公開化（以下「本取引（Ｃ社）」といいます。）の実施につき提案を受領した旨の伝達を、(ⅲ)2026年10月27日、対象者より、同日付でＣ社から本取引（Ｃ社）に係る法的拘束力のある提案を受領した旨の伝達を受けております。公開買付者が伝達を受けた内容として、法第167条第５項第８号及び有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第62条の２第１号に定める事項の内容は以下のとおりです。なお、以下の内容は、あくまで公開買付者が伝達を受けた情報に基づき記載したものであり、公開買付者はその正確性及び真実性について独自に検証し得る立場にはなく、また実際にかかる検証を行っておりません。

公開買付けに係る公開買付者等の氏名又は名称	不明（注３）
住所又は所在地	不明
対象となる株券等の発行者の名称及び当該株券等の種類	かどや製油株式会社、普通株式
買付け等の期間	30営業日を想定しているものの、公開買付期間満了のタイミングに照らし、30営業日を若干上回る期間を設定することも検討
買付け等の価格	(ⅰ)自己株式取得ストラクチャー（C社）①（注４）の場合には3,000円、(ⅱ)自己株式取得ストラクチャー（C社）②（注５）の場合には2,907円、(ⅲ)自己株式取得ストラクチャー（C社）③（注６）の場合には2,872円、(ⅳ)本自己株式取得（注７）を実行せず、本公開買付け（C社）のみ実行する場合には2,654円
買付予定の株券等の数	不明
法第27条の13第４項各号に掲げる条件の内容	買付予定数の上限：なし 買付予定数の下限：法人株主及び創業家株主との合意状況を踏まえ、本公開買付け（C社）後の議決権の３分の２以上を確保できる水準

＜中略＞

（注７）　法人株主、小澤物産及び小澤商事が所有する対象者株式につき、これらの株主との間で自己株式取得を用いたストラクチャーとすることを内容とする不応募契約を締結し、当該契約に基づき対象者による自己株式取得を行うことを指します。

（変更後）

公開買付者は、2026年９月10日、対象者より、2026年６月11日付でA社（注１）から対象者の非公開化に関する法的拘束力のない提案を受領した旨の伝達を受けております。公開買付者が伝達を受けた内容として、法第167条第５項第８号及び有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第62条の２第１号に定める事項の内容は以下のとおりです。なお、以下の内容は、あくまで公開買付者が伝達を受けた情報に基づき記載したものであり、公開買付者はその正確性及び真実性について独自に検証し得る立場にはなく、また実際にかかる検証を行っておりません。

公開買付けに係る公開買付者等の氏名又は名称	不明
住所又は所在地	不明
対象となる株券等の発行者の名称及び当該株券等の種類	かどや製油株式会社、普通株式
買付け等の期間	不明
買付け等の価格	不明
買付予定の株券等の数	不明
法第27条の13第４項各号に掲げる条件の内容	不明

（注１）　対象者が選定した、非公開化に係るパートナー候補者のうちの１社である事業会社を指します。

なお、その後、対象者、並びに対象者、A社、三菱商事（以下に定義します。）、三井物産（以下に定義します。）、創業家株主及びA社による提案に係る取引の成否のいずれからも独立した対象者の独立社外役員３名（齋藤聖美氏（対象者社外取締役ジェイ・ボンド東短証券株式会社創設者）、大西賢氏（対象者社外取締役株式会社日本航空インターナショナル特別理事）及び竹田真氏（対象者社外取締役東京芝法律事務所、弁護士）の３名）から構成される特別委員会（以下「本特別委員会」といいます。）は、2026年11月４日付で、A社から、対象者が既に本公開買付けへの賛同及び応募推奨を公表していること等を踏まえ、対象者株式の非公開化に係る取引についてこれ以上検討を継続することは困難であると判断しており、今後、法的拘束力を有する提案を提出する予定はない旨の回答を受領したとのことです。これを受け、対象者及び本特別委員会は、A社による提案についての検討を終了しているとのことです。

また、公開買付者は、(ⅰ)2026年９月10日、対象者より、2026年８月17日付でＣ社（注２）から対象者の非公開化に関する法的拘束力のない提案を受領した旨の伝達を、(ⅱ)2026年10月20日、小澤氏より、小澤氏がＣ社と同日に面談を実施し、対象者の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け（Ｃ社）」といいます。）及びその後のスクイーズアウト手続を通じた対象者株式の非公開化（以下「本取引（Ｃ社）」といいます。）の実施につき提案を受領した旨の伝達を、(ⅲ)2026年10月27日、対象者より、同日付でＣ社から本取引（Ｃ社）に係る法的拘束力のある提案を受領した旨の伝達を受けております。公開買付者が伝達を受けた内容として、法第167条第５項第８号及び有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第62条の２第１号に定める事項の内容は以下のとおりです。なお、以下の内容は、あくまで公開買付者が伝達を受けた情報に基づき記載したものであり、公開買付者はその正確性及び真実性について独自に検証し得る立場にはなく、また実際にかかる検証を行っておりません。

公開買付けに係る公開買付者等の氏名又は名称	不明（注３）
住所又は所在地	不明
対象となる株券等の発行者の名称及び当該株券等の種類	かどや製油株式会社、普通株式
買付け等の期間	30営業日を想定しているものの、公開買付期間満了のタイミングに照らし、30営業日を若干上回る期間を設定することも検討
買付け等の価格（注８）	(ⅰ)自己株式取得ストラクチャー（Ｃ社）①（注４）の場合には3,000円、(ⅱ)自己株式取得ストラクチャー（Ｃ社）②（注５）の場合には2,907円、(ⅲ)自己株式取得ストラクチャー（Ｃ社）③（注６）の場合には2,872円、(ⅳ)本自己株式取得（注７）を実行せず、本公開買付け（Ｃ社）のみ実行する場合には2,654円
買付予定の株券等の数	不明
法第27条の13第４項各号に掲げる条件の内容	買付予定数の上限：なし 買付予定数の下限：法人株主及び創業家株主との合意状況を踏まえ、本公開買付け（Ｃ社）後の議決権の３分の２以上を確保できる水準

＜中略＞

（注７）　法人株主、小澤物産及び小澤商事が所有する対象者株式につき、これらの株主との間で自己株式取得を用いたストラクチャーとすることを内容とする不応募契約を締結し、当該契約に基づき対象者による自己株式取得を行うことを指します。

（注８）　小澤氏は、2026年11月６日付で、対象者に対し、公開買付者以外の候補者との間で不応募契約その他これに類する契約を締結する意向を有していない旨を表明しており、公開買付者としても小澤氏より、かかる意向を確認しております。そのため、公開買付者は、Ｃ社による当該提案において小澤物産及び小澤商事が自己株式取得の対象となることを前提とする公開買付価格（自己株式取得ストラクチャー（Ｃ社）①及び自己株式取得ストラクチャー（Ｃ社）③における3,000円及び2,872円）は、小澤氏の上記意向に照らしてその前提を欠くものであり、実現する見込みはないものと考えております。

また、公開買付者は、2026年11月２日、対象者より、同日付でＢ社（注９）から対象者株式に対する公開買付け及びその後のスクイーズアウト手続を通じた対象者株式の非公開化に係る法的拘束力のある再提案（注10）を受領した旨の伝達を受けております。公開買付者が伝達を受けた内容として、法第167条第５項第８号及び有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第62条の２第１号に定める事項の内容は以下のとおりです。なお、以下の内容は、あくまで公開買付者が伝達を受けた情報に基づき記載したものであり、公開買付者はその正確性及び真実性について独自に検証し得る立場にはなく、また実際にかかる検証を行っておりません。

公開買付けに係る公開買付者等の氏名又は名称	不明（注11）
住所又は所在地	不明
対象となる株券等の発行者の名称及び当該株券等の種類	かどや製油株式会社、普通株式
買付け等の期間	原則として30営業日を想定
買付け等の価格	（ⅰ）自己株式取得ストラクチャー（Ｂ社）①（注12）の場合には2,950円、（ⅱ）自己株式取得ストラクチャー（Ｂ社）②（注13）の場合には3,044円、（ⅲ）自己株式取得ストラクチャー（Ｂ社）③（注14）の場合には2,914円
買付予定の株券等の数	不明
法第27条の13第４項各号に掲げる条件の内容	買付予定数の上限：なし 買付予定数の下限：本公開買付け成立後に、Ｂ社及び法人株主が保有する議決権の合計が、対象者の総株主の議決権の３分の２以上を確保できる水準を目途に設定することを想定

（注９）　対象者が選定した、非公開化に係るパートナー候補者のうちの１社であった事業会社を指します。

（注10）　Ｂ社は当該再提案における公開買付けの公表及び開始について対象者取締役会の賛同を前提としているとのことであるところ、当該再提案は公開買付者と対象者との間で2026年９月14日付けで締結された公開買付契約上の適格対抗提案に該当せず、対象者は当該再提案を理由として、本公開買付けに賛同し、対象者の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨の意見表明を撤回又は変更することができないとのことであり、また、対象者及び本特別委員会は当該再提案に賛同することはできないとのことであることから、当該再提案の前提が維持される限り、当該再提案における公開買付けが開始される見込みは乏しいと考えております。

（注11）　上記の提案の主体については対象者から伝達を受けておらず、どのような主体が公開買付者となるかについては明らかではありません。

（注12）　法人株主とＢ社との間で、対象者による法人株主が所有する対象者株式の自己株式取得を用いたストラクチャーとすることに合意できた場合を指します。

（注13）　法人株主、小澤物産及び小澤商事とＢ社との間で、対象者による法人株主、小澤物産及び小澤商事が所有する対象者株式の自己株式取得を用いたストラクチャーとすることに合意することができた場合を指します。

（注14）　三菱商事、小澤物産及び小澤商事とＢ社との間で、対象者による三菱商事、小澤物産及び小澤商事が所有する対象者株式の自己株式取得を用いたストラクチャーとすることに合意することができた場合を指します。

４．買付条件等を変更する旨及び理由

公開買付者は、2026年９月15日より本公開買付けを開始いたしましたが、①対象者が2026年11月６日付で公表した「（変更）「株式会社ITG-Gホールディングスによる当社株式に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」の一部変更に関するお知らせ」において、対象者が、（ⅰ）2026年11月２日付で、対象者への買収提案に係る検討プロセスに参加していた事業会社であるＢ社から、対象者の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）に対する公開買付け及びその後のスクイーズアウト手続を通じた対象者株式の非公開化に係る法的拘束力を有する最終意向表明書（再提案）を受領した旨、及び（ⅱ）2026年11月４日付けで、対象者への買収提案に係る検討プロセスに参加していた事業会社であるＡ社より、対象者株式の非公開化に係る取引について、今後、法的拘束力を有する提案を提出する予定はない旨の回答を受領し、これを受け、対象者及び対象者株式の非公開化に係る取引を検討するために設置された特別委員会は、Ａ社による提案についての検討を終了する旨を公表したこと、並びに、②公開買付者が、本公開買付けにおける対象者株式１株当たりの買付け等の価格を2,514円から2,655円に変更する旨を決定したことに伴い、2026年11月11日、公開買付届出書の訂正届出書を提出するとともに、これに伴って、本公開買付けにおける買付け等の期間を当該訂正届出書の提出日である2026年11月11日から起算して10営業日を経過した日に当たる2026年11月26日まで延長し、合計46営業日とすることを含む買付条件等の変更を行うものです。

５．その他

本公告を行う日以前に既に本公開買付けに応募された株券についても、変更後の買付条件等により買付け等を行います。

以　上